

平成25年9月1日

## 最低制限価格の設定方法の改正について（お知らせ）

かすみがうら市水道事務所水道課

標記について、かすみがうら市では「最低制限価格設定方法取扱要領」の一部を改正したのでお知らせいたします。

記

### 最低制限価格の改正

1. 最低制限価格制度の対象工事  
請負に対する額が130万円以上の工事
2. 最低制限価格の設定方法

改正前		改正後
① 直接工事費の95%		① 直接工事費の95%
+		+
② 共通仮設費の90%		② 共通仮設費の90%
+		+
③ 現場管理費の <u>60%</u>		③ 現場管理費の <u>80%</u>
+		+
④ 一般管理費の <u>30%</u>		④ 一般管理費の <u>55%</u>

3. 最低制限価格の設定範囲  
予定価格の7/10～9/10 → 予定価格の7/10～9/10

4. 適用について  
10月1日以降に入札公告を行う建設工事の入札から適用します。

### \*ご注意

改正後の最低制限価格の算定  
従来どおり、かすみがうら市最低制限価格設定方法取扱要領第3条第2項により所定の率（非公開）を乗じて算出します。

### ※その他

基準表の備考欄5者要件を撤廃しました。

# 一般競争入札実施基準表（建設工事）

H25.9.1

入札参加条件					備 考
発注金額	発注形態	総合評点値 (土木等)	総合評点値 (建築等)	住所要件	
100,000 千円以上 (特殊工事含む)	共同企業体 (2社又は3社)	代表構成員 900点以上	代表構成員 900点以上	代 表 構成員	県内に本店、支店等営業 所在地
		構成員 1 650点以上 900点未満	構成員 1 550点以上 900点未満	構成員 1 構成員 2	市内に本店
	構成員 2 550点以上 900点未満	構成員 2 450点以上 900点未満	県内に本店、支店等営業所在地		
100,000 千円未満 50,000 千円以上	単 体	900点以上	900点以上	市内に本店、支店等営業所在地	
50,000 千円未満 30,000 千円以上	単 体	650点以上	550点以上	市内に本店	
30,000 千円未満 15,000 千円以上	単 体	650点以上	550点以上		
15,000 千円未満 5,000 千円以上	単 体	550点以上	450点以上		
5,000 千円未満 1,300 千円以上	単 体	400点以上	350点以上		
備 考					
※この基準表は標準的な建設工事の発注を想定しているため、建設工事の内容等によっては変更となることがあります。					